

【標準処理期間】

(標準処理期間)  
 行政手続法第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

	処分名（根拠条項）		標準処理期間	備考	
1	開発行為の許可	法第 29 条 第 1 項	住宅	12	滋賀県開発審査会への諮問の期間を除く
			開発区域面積 0.3ha 未満	16	
			0.3ha 以上 1ha 未満	20	
			1ha 以上 10ha 未満	28	
			10ha 以上	35	
			建築物		
特定 工作物	5ha 未満	20			
	5ha 以上	35			
2	開発計画事前審査		20		
3	開発行為の変更許可	法第 35 条 の 2 第 1 項	工事施工者の変更	10	滋賀県開発審査会への諮問の期間を除く
			その他の変更	16	
4	工事の完了検査	法第 36 条第 2 項	10		
5	工事完了公告前の建築制限の解除	法第 37 条第 1 項	16		
6	建築物特例許可	法第 41 条第 2 項	10		
7	開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築物等の許可	法第 42 条第 1 項	16	滋賀県開発審査会への諮問の期間を除く	
8	開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可	法第 43 条 第 1 項	0.1ha 未満	14	滋賀県開発審査会への諮問の期間を除く
			0.1ha 以上 0.3ha 未満	16	
			0.3ha 以上 1.0ha 未満	19	
			1.0ha 以上 10ha 未満	24	
			10ha 以上	30	
9	開発許可の地位の承継承認	法第 45 条	10		
10	都市計画法の適合証明	規則第 60 条	10		